

要 旨

独立行政法人国立公文書館（以下「当館」という。）では、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律 66 号）16 条が定める利用の請求に対して、利用決定をするにあたり、同条 1 項が定める利用制限事由の該当性について、同条 2 項に基づき、「時の経過」を考慮の上、「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」（平成 23 年 4 月 1 日館長決定。以下「審査基準」という。）を用いて審査を実施している。

審査については、『公文書管理法施行 5 年後見直しに関する検討報告書』（平成 28 年 3 月 23 日、公文書管理委員会。以下「検討報告書」という。）において、見直しの個別論点として、特定歴史公文書等の利用審査事務の「効率化」へ向けた検討が取り上げられた。しかし、「効率化」とは何か、どのように達成されるのかという点については、さらなる検討が必要である。

検討にあたっては、当該検討報告書の指摘が「事務」の「効率化」であることから、まずは、当館の利用審査事務の事務上の具体的な課題を抽出した。次に、課題に対する解決策に繋がるヒントを得るため、諸外国の利用審査事務の制度と運用事例を整理し、我が国の場合と比較検証を行うこととし、イギリスを取り上げた。というのも、同国では、公的記録がイギリス国立公文書館（The National Archives）等へ移管される年限が 20 年に引き下げられる等の改革が進められ、記録の作成又は取得から早い段階で開示か不開示かを決定しなければならない一方で、例えば個人情報についてはプライバシーに考慮し情報の開示が個人へ与える影響を個別判断しており、事務上どのように対応しているのかについて具体的なヒントを得られるものと考えられたためである。

本稿における比較検証から、公文書管理法の下において、特定歴史公文書等の利用審査基準に関する具体的な運用ルールが移管元行政機関から見ると不明瞭で、共有化されていないことが課題であることが明らかになった。このため、我が国の利用審査事務の更なる適正化に向けては、第三者的組織が運用ルールを明確化し、共有化し、移管元機関全体に徹底させることで、適正な利用審査及び事務の効率化が実現できると考える。

更に言えば、我が国では、審査事務が国立公文書館等に集中する仕組みとなっており、構造的に国立公文書館等の事務負担を強いるものとなっている。これらの質的及び量的な課題を解決することが、更なる適正な利用審査の実現のため重要である。